

災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

兵庫県と鳥取県は、災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、相手県の応援により応急対策及び応急復旧を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者、傷病者の受入れ施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする県は、可能な限り次の事項を明らかにして、相手県に対し文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する避難者、傷病者の状況及び人数
- (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担等)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(自主的情報収集活動等)

第4条 災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合、相手県は、情報収集要員を派遣するなど、速やかに情報収集活動を行うものとする。

- 2 前項の情報収集活動の結果、特に緊急を要し、被災県の要請を待ついとまがないと認められるときは、相手県は、第2条に定める要請を待たずに必要な応援を行うことができるものとする。
- 3 前項による応援については、第2条に定める要請があったものとみなす。
- 4 第2項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災県についての情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする県の負担とする。

(両県に及ぶ災害への対応)

第5条 両県は、相互の県域に及ぶ災害が発生した場合、速やかに情報交換を行うなど、緊密に連携して対処するものとする。

(職員の派遣方法)

第6条 両県は、相手県の要請に応え、又は第4条の規定に基づき職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

(協議及び資料交換)

第7条 両県は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう毎年協議を行い、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両県が協議して定めるものとする。

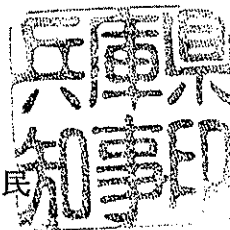
(施行)

第10条 この協定は、平成8年5月31日から施行する。

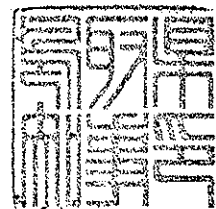
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、両県が記名押印して、各自その1通を所持する。

平成8年5月31日

兵庫県
代表者 兵庫県知事 貝原俊民



鳥取県
代表者 鳥取県知事 西尾邑次



応援経費の負担等基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援をした県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、両県が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援をした県は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号から第3号までの物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材に係るもの	借上料、燃料費、輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした県の知事名による請求書により応援を受けた県の知事に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、両県が協議して定める。